

自主防災組織 結成・活動の手引き



菊 田 町
平成31年4月版

目次

- 1 はじめに
- 2 手引きの活用について

結成編

- 第1章 自主防災組織の意義と役割について P1
 - (1) 自主防災組織の必要性
 - (2) 自主防災組織の役割
- 第2章 組織の結成に向けて P3
 - (1) 自主防災組織というための要件
 - (2) 適正な組織の規模
 - (3) 具体的に必要なことは
 - (4) 組織の体制を整える

活動編

- 第1章 平常時の活動 P5
 - (1) 防災知識の普及・啓発
 - (2) 災害用備蓄
 - (3) 地域の災害危険箇所の把握
 - (4) 防災訓練
 - (5) 避難行動要支援者への取組み
- 第2章 非常時（災害時）の活動 P10
 - (1) 情報収集、避難の決断（風水害の場合）
 - (2) 情報の伝達
 - (3) 避難（安全確保行動）
 - (4) 初期消火
 - (5) 救出・救護
 - (6) 給食・給水

～ コラム目次 ～

- ①『土のうステーション』の設置 P8
- ②『避難行動』と『避難情報』 P11

資料編

【設立状況等】

□自主防災組織設立状況	P 14
-------------	------

【自主防災組織設立関係】

□自主防災組織設立届出書（記入例）	P 15
□自主防災会規約（記入例）	P 16～17
□自主防災会役員名簿（記入例）	P 18
□年間活動計画書（記入例）	P 19
□防災計画（記入例）	P 20～24

【補助金関係】

□自主防災組織補助金交付要綱	P 25～27
□申請様式（記入例）	P 29～44

【防災訓練関係】

□自主防災組織訓練等事前申込書	P 45
-----------------	------

【避難行動要支援者関係】

□荻田町避難行動要支援者台帳登録申請書兼同意書（記入例）	P 46～49
------------------------------	---------

【その他】

□町内関係施設電話番号一覧	P 50
---------------	------

はじめに

「平成 28 年熊本地震」では、大災害が「時、場所、人」を選ばず私たちに襲いかかることを再認識しました。大災害が少ないと思われていた九州、この苅田町においても、災害に遭わないという保証はないということを改めて認識しなければなりません。

今後の防災・減災対策は、行政だけでなく、町民の皆さま一人ひとりも「個人」で、また「地域」で何ができるのかを考え、「備え」を実践すべき時期に入っていると思われます。

本町では、平成 19 年に初めて行政区を母体とした自主防災組織が設立され、平成 31 年 4 月現在、34 区で自主防災組織が設立されています。

このような地域住民を中心とした自主防災活動は、ある程度定着しつつあると思われますが、今後も災害の発生に備え、町内全ての区において自主防災組織が結成されるとともに、各組織における防災活動をより充実させていく必要があります。

先駆けて設立された区においては、設立より 10 年以上経過しており、蓄積された経験（訓練）や技能をもとに、今後益々活動を発展させていただくことが期待されています。また、これから設立を検討される区においては、速やかに組織を設立されるとともに、着実に防災活動の経験を積み上げていただくことを期待しております。

この「自主防災組織 結成・活動の手引き」は、消防庁や先進自治体などが作成した資料等を参考に、苅田町の実情等を考慮して作成したものです。これから自主防災組織を立ち上げる地域の方々、また、これまで取り組んできた自主防災活動をさらに充実させたい方々にとってこの「手引き」がお役に立つことを期待しております。

平成 31 年 4 月

苅田町長 遠田 孝一

手引きの活用について

○手引きについて

この手引きは、地域の安心・安全の確保という観点を踏まえ、従来の自主防災組織の役割（意義）や活動に加え、自主防災活動を支える人材の育成、地域のさまざまな団体との連携、避難行動要支援者の避難行動支援などに触れるとともに、防災をはじめとするさまざまな地域活動を通じたコミュニティの醸成についても記述し、こうした活動の推進が、組織や活動の活性化・強化につながる活動計画事例等を加えて紹介しています。

○手引きの活用

既に結成されている自主防災組織やこれから自主防災組織の結成を考えている自治会・地域住民の方が、今後、自主防災組織の活動を進めていくなかで、参考となる冊子となっていますので、次のように活用されることをおすすめします。

1. これから自主防災組織の結成をお考えの方へ

これから自主防災組織の結成をお考えの自治会・地域住民の方は、まず組織の結成に向けた取組みや結成の際に必要なとなる規約や防災計画の作成、自主防災組織の活動等を中心に読むことをおすすめします。

2. 既に自主防災組織を結成されている方へ

現在の自主防災組織の活動状況にあわせて、必要な知識の習得、情報の収集に御活用ください。また、15 ページ～45 ページには実際の自主防災組織が使用している活動計画の様式例を掲載していますので、参考にしてください。

○この手引きは苅田町ホームページからもご覧いただけます。様式例（word 形式）もダウンロードできますので、ご活用ください。

第1章 自主防災組織の役割について

(1) 自主防災組織の必要性

防災対策の基本は、

- ①自助…住民一人ひとりが自分の命は自分で守る。
- ②共助…地域住民が連携して、町・地域の安全をみんなで守る。
- ③公助…行政が災害に強い地域の基盤整備等を進める。

の3つであるといわれています。これらがうまく連携を保つことで、防災対策は効果を発揮することができます。

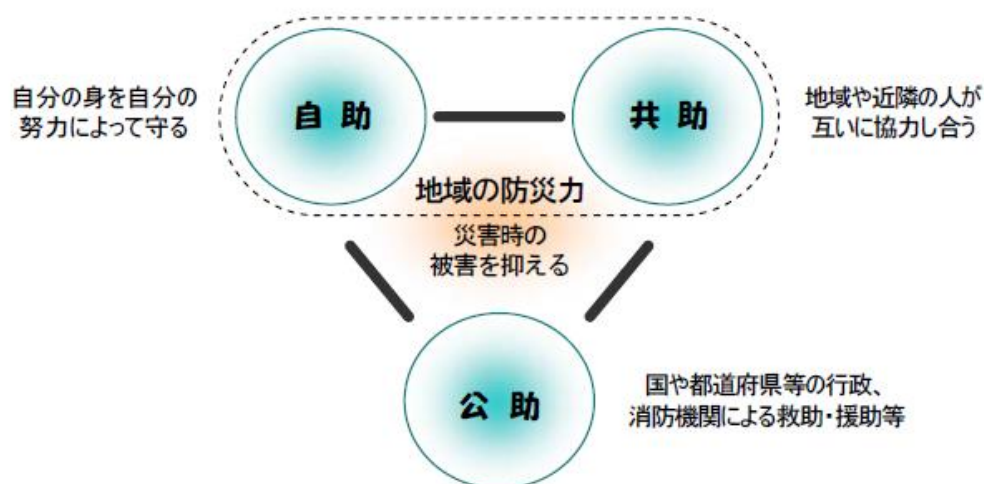
私たちは、地震等の自然災害の発生そのものを防ぐことはできませんが、被害を最小限に食い止めること、すなわち「減災」を行うことは可能です。そのためには、町・消防本部をはじめとする防災関係機関が、普段から機能強化を図り、有事に備えることは言うまでもありません。しかし、それにもまして大切なことは、町民の皆さん一人ひとりが起こり得る災害を正しく理解し、いざという時に落ち着いた行動がとれるよう、「自助・共助」を基本とした防災体制を確立しておくことです。

その中核を担うのが、「自主防災組織」です。

自主防災組織とは、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚・連帯感に基づいて自主的に結成する組織です。自主防災組織は災害発生時に、災害による被害を防止・軽減するために、実際に防災活動にあたる「実働部隊」として結成されます。

地域によって、想定される災害や自然条件、住民の意識等はさまざまですので、それぞれの地域の実情にあった、自主防災組織のシステムを整備しなくてはなりません。

【自助・共助・公助のイメージ】



（２）自主防災組織の役割

自主防災組織は、災害対策基本法において、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として、市町村が地域と協力してその充実に努めるよう規定されています（５条第２項）。

「隣保協同」の精神とは、「となり近所の家々や人々が役割を分担しながら、力・心を合わせて助け合うこと」をいいます。

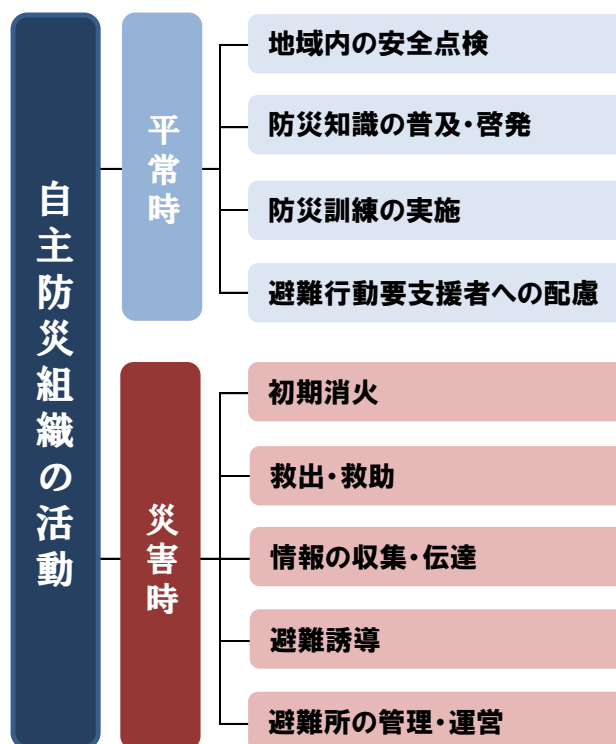
『隣保』・・・ となり近所の家々や人々との日常的なつながり

『協同』・・・ 役割を分担しながら、力・心を合わせて事にあたること

自主防災組織は、災害に対して地域・近隣で協力しあえる組織として、隣保協同の精神に基づく活動が求められているのです。

自主防災組織が日頃から取り組むべき活動としては、地域の災害危険箇所の把握、防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施、避難行動要支援者への配慮、火気使用設備器具等の点検、防災用資機材の整備等があります。また災害時には、情報の収集・伝達、出火防止・初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、給食・給水、避難所管理・運営等の活動があげられます。

そのほかにも、地域の他の活動団体と協力しながら、防犯、環境、福祉活動を行う等、その活動は多様なものとなっています。



Check point

『荻田町自主防災組織連絡協議会』の設置（平成 26 年度～）

→町では、自主防災組織が互いに連携を深め、日頃の活動について情報交換や相談ができる体制を整えるため、連絡協議会を設置しています（事務局：町防災担当課）。お互いの地域防災についての課題や苦労した点を共有することで、各自主防災組織のレベルアップを図ってもらうことが、設置目的の一つです。

第2章 組織の結成に向けて

（１）自主防災組織というための要件

自主防災組織は、地域の住民が組織結成に合意し、規約・組織・活動内容を定めることで成立します。町や消防本部に、許可申請などの手続きを行う必要はありません。

しかし、防災活動を行うには、苅田町や消防本部との連携が必要なため、苅田町に組織の結成を知らせておくこと（届出）が必要です。

（２）適正な組織の規模

自主防災組織は、地理的条件や生活環境等の観点から、地域として主体性を有する大きさが最も効果的に活動できる規模とされています。そのため、苅田町内の自主防災組織については、行政区ごとに結成されています。

（３）具体的に必要なことは

組織の結成に向けて最低限必要なことは以下の５つです。

- ①会長と役員を決める
- ②班編成を決める
- ③規約を作る
- ④活動計画を作る
- ⑤収支計画を作る（町補助金の活用）



Check point

→自主防災組織を結成しようと意欲をもったとしても、具体的にどうしていいかわからないという声をよくお聞きします。このような時はまず町防災担当に御相談ください。

【参考】

資料編

【自主防災組織設立関係】 P15～24

【補助金関係】 P25～44

(4) 組織の体制を整える

自主防災組織を結成し、活動を進めていくためには、組織を取りまとめる会長をおき、会長のもとに副会長ほか自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要があります。

編成にあたっては、まず活動班を編成し、活動班ごとにも班長を決めます。班編成も組織の規模や地域の実情によって異なるため、まずは地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることが重要です。町では、災害時に迅速な避難を行うために、「情報班」「避難誘導班」を重点的に編成していただくことをお願いしております。

【組織の基本的な班編成（例）】

編成班名		平常時の役割	災害時の役割
情報班	→	緊急連絡網の作成 危険箇所の把握及び周知	気象・災害発生情報等の収集・伝達 避難勧告等重要情報の収集・伝達
避難誘導班	→	避難誘導体制の整備 (避難ルートの検討)	安否確認及び避難所への誘導 避難者の把握及び安否情報の把握 避難人員の確認、町への伝達
消火・水防班	→	初期消火技術の習得、講習 必要な資機材の把握	初期消火活動 資機材・水利・水路の確認
救出・救護班	→	救助・救護訓練、指導 資機材の点検	負傷者の援助、移送
生活班	→	炊き出し訓練、講習 必要な資機材・食材の把握	食料等の調達
福祉班	→	要支援者への見回り活動	要支援者への情報伝達・避難誘導 (情報班・避難誘導班と連携)



Check point

★班編成のポイント

○地域内で活動可能な人員を踏まえた班編成や人員配置を行う。

○地域内の専門家や経験者等から協力を得る。

(消防職員・団員等の防災業務経験者、大工、看護師等)

○避難行動要支援者に対する取組みを検討する。

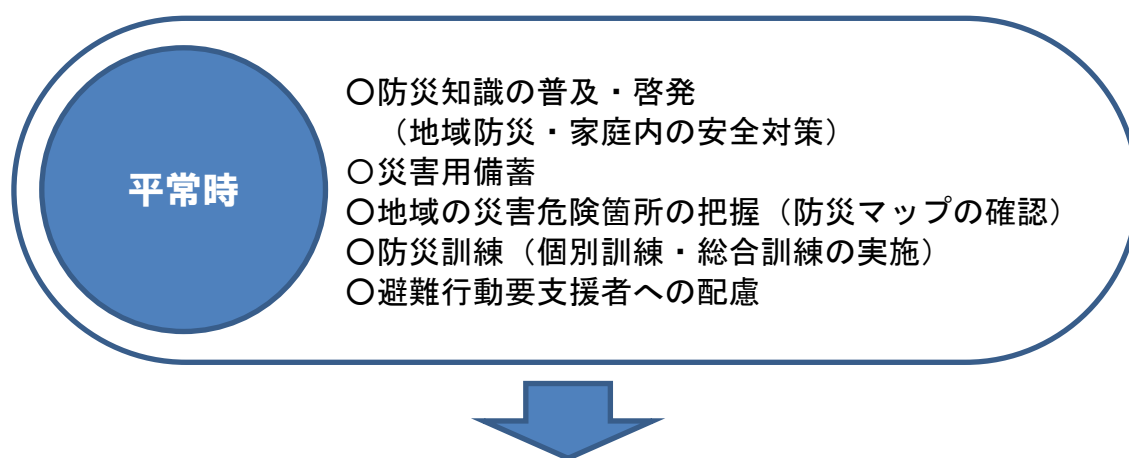
民生委員等の福祉関係者との連携、福祉班専任の担当者を配置。

第1章 平常時の活動

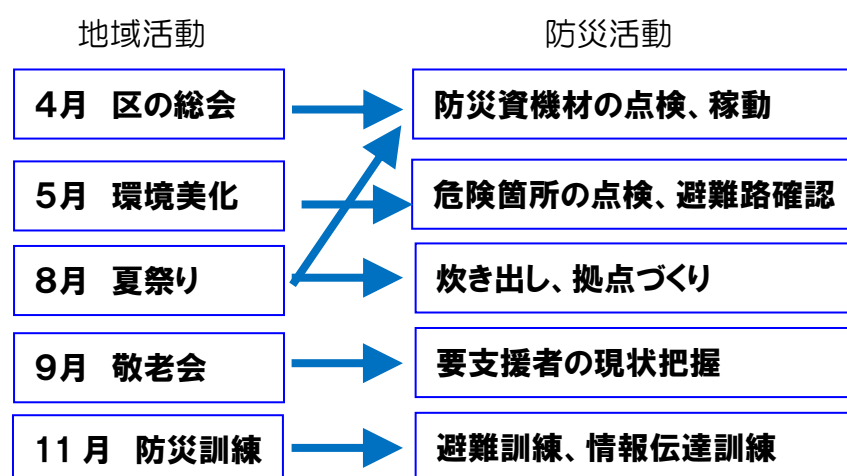
自主防災組織における日常の活動としては、災害時に効果的な活動ができるよう、訓練・備蓄等の災害への備えを行うこと、そして、住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すことが重要です。

なお、活動の実施にあたっては、「日常の活動がいざというときに役立つ」という実効性にもとづき、防災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしを守るための活動を、自分たちの日常生活（区内の年中行事等）の中にどのように組み込めるのかを念頭に置きながら活動を計画し、無理なく継続的に取り組むことが望めます。

【平常時の活動】



普段の地域活動に少しだけ防災活動の要素をプラスすることで、防災活動が身近になります。地域年間行事を活用してみましょう。



(1) 防災知識の普及・啓発

災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害を最小限に食い止めるためには、地域住民全員が防災に関する正しい知識をもっていなければなりません。そのためには、自主防災組織があらゆる場面で、地域住民に知識や情報を伝える機会を設ける必要があります。

（２）災害用備蓄

各家庭において災害に対する備えをしておくことは、各自の生命・身体・財産を守るばかりでなく、地域全体の被害を軽減するために必要不可欠です。

電気・ガス・水道などのライフラインが止まった場合に備えて、最低3日分の飲料水や非常食などを備蓄しておきましょう。（『荻田町防災情報マップ』を参照）

※防災のために特別なものを用意するのではなく、できるだけ普段の生活の中で利用されている食品等を備えるようにしましょう。

※飲料水とは別に、トイレを流したりするための生活用水も必要です。日頃から、水道水を入れたポリタンクを用意する、お風呂の水をいつも張っておくなどの備えをしておきましょう。

（３）地域の災害危険箇所の把握

自分が暮らしている地域の様子を各個人が知っておくことは、防災活動上重要なことです。地域内で災害時に役立つものや、災害危険箇所を把握し、住民に周知しておくことで、災害発生時に的確な行動をとることができます。

また、『荻田町防災情報マップ』などを参考に、最寄りの指定避難所を確認するとともに、そこへ至るルート（避難路）についても検討しておきましょう。

災害危険箇所を把握したり、避難路を検討する方法としては以下のような方法があります。



（４）防災訓練

いくつかの訓練を組み合わせでの実施や、近隣地域の自主防災組織との合同訓練など、いろいろな形式での訓練が考えられますので、地域の特性に応じて防災訓練を企画し、実施しましょう。

①地震発生時の行動訓練

地震発生時、一人ひとりが慌てずに適切な行動がとれるよう、シェイクアウトなどの身体防護や出火防止処置訓練を行います。

②初期消火訓練

火災が発生した場合に、消火器やバケツ、消火栓等を使用した初期消火を実施できるように、火災から命と財産を守る方法などについて訓練します。

③情報収集・伝達訓練

通信手段が途絶・混乱する中で、必要な情報を収集したり、防災関係機関等から発信される情報を地域住民に正しく伝達するための訓練です。

④避難訓練

突然災害が発生した場合でも速やかに安全な場所に避難できるようにするための訓練です。 ※津波避難ビルを活用した訓練

⑤救出救護訓練

倒壊家屋などの下敷きになった人を救出する方法や、ケガ人の手当や搬送などの応急救護を実施できるようにするための訓練です。

⑥炊出し（給食・給水）訓練

災害時において地域住民に円滑に救援物資や飲料水を配給するための訓練です。

⑦避難行動要支援者の避難行動支援訓練

援助が必要な地域住民を安全に避難誘導するための訓練です。

⑧図上訓練（●●区防災マップの作成）

地域の地図を使って参加者同士でたくさんの意見・考えを書き込みながら、防災対策を考察する訓練です。

⑨救命救急訓練（心肺蘇生法とAEDの使用）

いざという時のために、救命処置を学ぶ訓練です。



Check point

★防災訓練の支援について

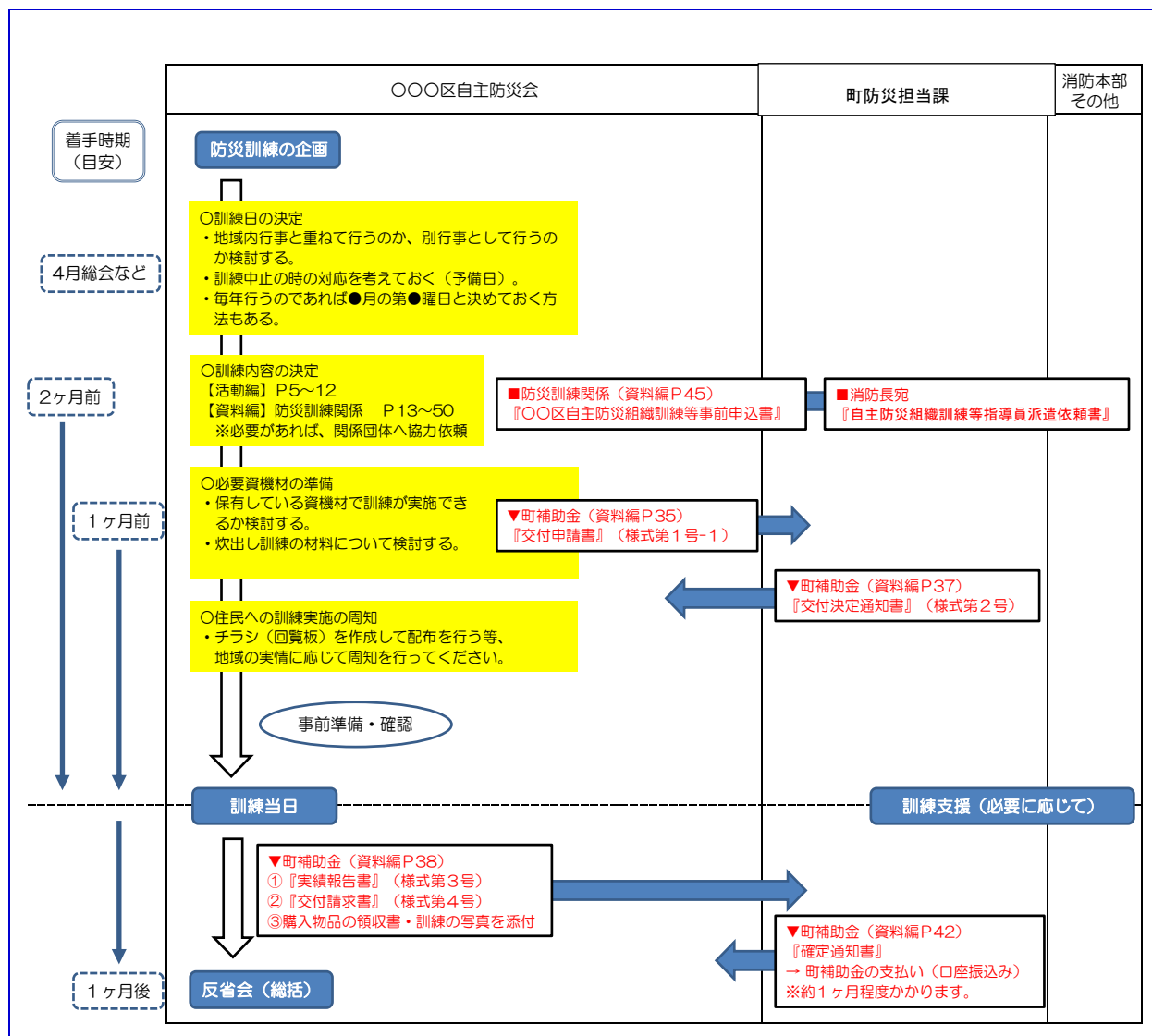
→町や消防本部では、訓練の企画立案・訓練当日のお手伝いなど可能な限り支援をさせていただくこともできますので、お気軽にご相談ください。

→防災訓練の実施には、避難・情報伝達・給水用具など備蓄品費や講師料として最大50,000円までの補助金を活用できます。

◇町防災担当課 093-588-1037

◇消防本部警防課 093-434-0120

訓練企画から実施までのフロー図



コラム 1

『土のうステーション』の設置

近年「ゲリラ豪雨」といわれる短時間で局地的に降る大雨が全国的に増加傾向にあります。浸水は早めに対策を行うことで、被害を少なくすることができます。地域の方たちにとって日頃から身近な場所に土のうを常備しておくことにより、突然の災害時にも敏速な対応ができ、被害の拡大を防ぐことができます。町では希望する自主防災組織に対して、土のうステーションの設置を行っています。



（５）避難行動要支援者への取組み

平成25年の災害対策基本法の改正において、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられました。

避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方を示します。

平時に避難行動要支援者名簿を作成し、地域への情報提供に同意された方の情報を地域で避難支援等を行う関係者へ提供しておくことで、災害時において円滑な避難支援が行われるよう避難支援体制の構築を図る制度です。

Check point

★苅田町での認定基準について

町では、以下の基準に該当し、避難行動要支援者本人から個人情報の外部提供について同意を得た方を名簿に登載しています。

- ①介護保険の要介護度１以上の認定を受けている
- ②身体障害者手帳１級または２級の認定を受けている
- ③療育手帳Ａの認定を受けている
- ④精神保健福祉手帳１級の認定を受けている
- ⑤７５歳以上の高齢者でひとり暮らしをしている
- ⑥その他上記の者に準じる状態にあり、名簿への登録を申し出た者で町長が認めた者

町では、作成した「避難行動要支援者名簿」を自治会（自主防災組織）、民生委員、社会福祉協議会、消防本部に提供することで、日頃から要支援者に対する支援体制を整えることを目指しています。

具体的には、要支援者の方に対して、実際に支援を行う方を決定し（個別計画の策定）、日頃から要支援者の方と関係性を築いていただくことをお願いしています。支援者については、地域の自主防災組織を中心に貼り付けを行っていただくことが望まれます。

なお、プライバシーの部分（名簿の管理、共有範囲）には、十分気をつけ、配慮を怠らないようにしてください。

第2章 非常時（災害時）の活動

（１）情報収集、避難の決断（風水害の場合）

テレビの報道や気象台からの気象警報、町が発令する【避難準備・高齢者等避難開始】・【避難勧告】・【避難指示（緊急）】などを確認し、地域（自主防災組織）として避難を行うかどうかを判断します。なお、避難行動要支援者は移動に時間がかかるため、早い段階（【避難準備・高齢者等避難開始】発令時など）で避難を決断する必要があります。

自主防災組織としては、避難行動要支援者の避難（呼び掛け、避難支援）とそれ以外の方の避難（呼び掛け）の２段階の行動が必要となる場合があります。

（２）情報の伝達

組織として避難を決断した場合や区の公民館を避難所として開設した場合などは、その旨を各戸に伝える必要があります。伝達の担当者（担当する相手）と伝達方法を予め決めておきましょう。

（ポイント）

■「平成23年7月新潟・福島豪雨の新潟県調査結果（速報）」によると、平成23年7月の豪雨災害の際、避難勧告を知っていた方は約7割（それらの人のうち「自主防災組織・自治会長等から聞いて」知った方が約6割）、実際に避難した方は約6割です。避難したきっかけの第1位は「自主防災組織・区長・自治会長等に避難を勧められたから」（47.7%）でした。他の調査でも、『近所の人や自治会長などからの直接の呼びかけが避難を決めたきっかけになった』という結果がありました。

（３）避難（安全確保行動）

地域で避難するに当たっては、自主防災組織は以下の２つの動きが必要です。

- ①自力で避難できる人に避難を呼びかける（避難所への避難は自分で）
- ②避難行動要支援者に避難を呼びかけ、避難所まで安全に誘導する

避難行動要支援者の避難は、誰が誰を担当するか、手順、避難先、避難ルートを予め決めておき、速やかに避難しましょう。天候、昼夜の別、人が何人集まれたかなど、そのときの状況で臨機応変に変更を加える必要があります。

なお、豪雨時や夜間で、避難すること自体が既に危険な場合は、屋内の２階へ避難するなどの身の安全を確保する行動が必要です。避難の適切なタイミングや方法については、日頃の訓練を通じて検討しておくことが望めます。

（４）初期消火

地震の際は火災が発生しますが、建物の倒壊や通行不能道路の発生などにより消防車の接近が難しくなります。また火災が同時に多発したら到着が遅れます。このため、自主防災組織による初期消火が重要になります。

利用できる資機材、人員などに応じて初期消火を行いましょう。消火活動は風上に立って行いましょう。身の安全が第一ですので、危険を感じたら無理をせずすぐに避難しましょう。

(5) 救出・救護

地震の際は、救急車も消防車と同じ理由で到着が遅れます。自主防災組織による倒壊物・ガレキの下敷きになった人の救出、応急手当、安全な場所・医療が受けられる施設への搬送などが重要です。利用できる資機材、人員などに応じて救出・救護を行いましょう。

(6) 給食・給水

水道・電気・ガスなどが断絶し、食材も十分に得られない避難所では、極めて制約された条件の中でたくさんの人に食料や飲料水を渡す必要があります。利用できる資機材、人員などに応じて給食・給水を行いましょう。

災害で疲弊した被災者の心身を温めるのが食事です。温かい食事、特にその土地の食材を使った地元料理はとても大きな効果があります。

コラム2

『避難行動』と『避難情報』

1. 避難行動の種類

避難行動には、①立ち退き避難、②屋内安全確保行動の2種類があります。

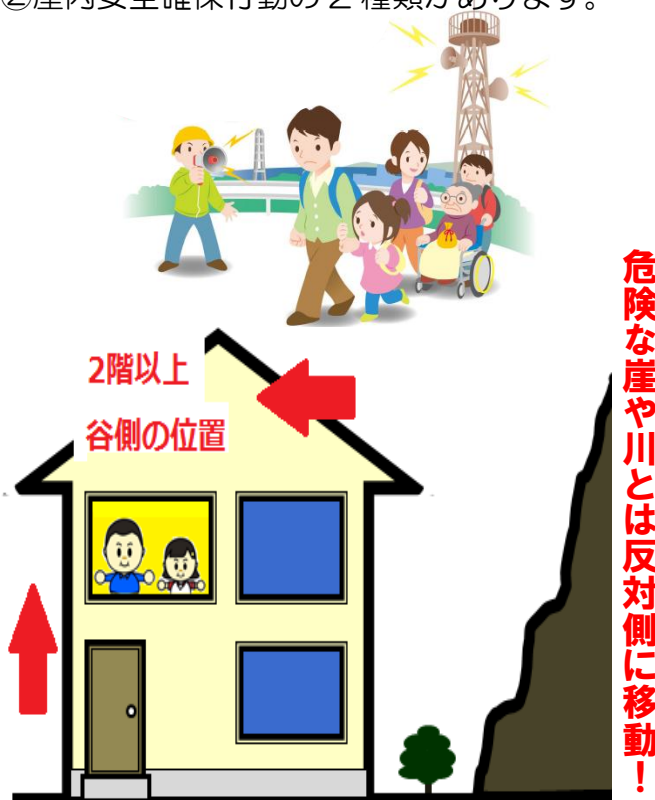
①立ち退き避難

指定された避難場所や、避難場所以外の安全な場所、近隣の高い場所等へ移動することです。

②屋内安全確保行動

建物内の安全な場所に移動し、安全を確保することです。

土砂災害では、立ち退き避難が基本となりますが、屋外での移動が危険な場合などは立ち退き避難すること自体が危険な場合があります。そのような場合、建物の2階などのより上階で待避することもあります。

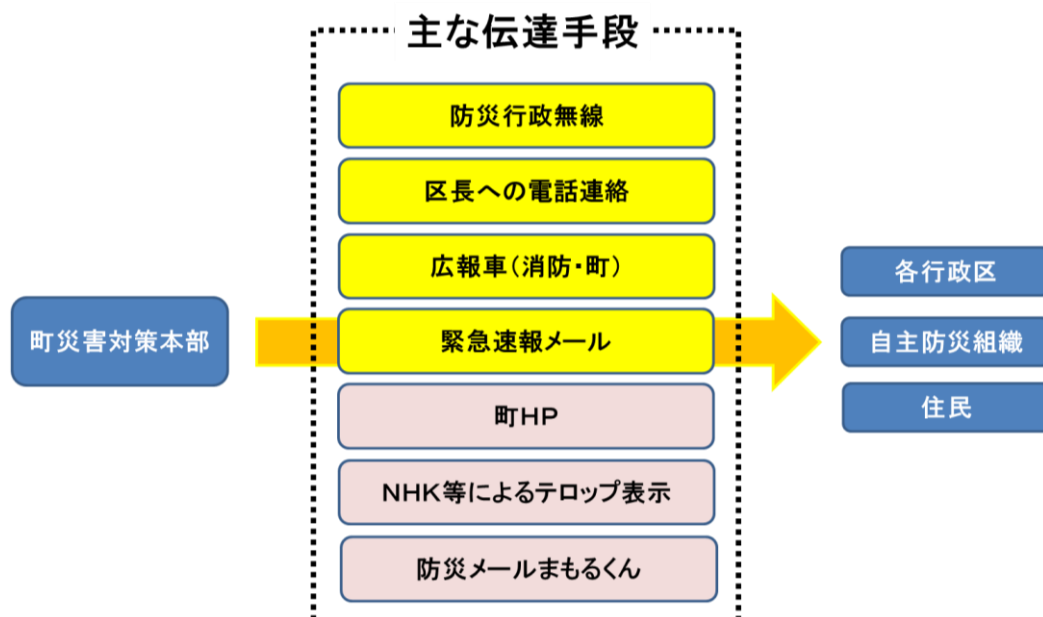


「立ち退き避難」「屋内安全確保行動」どちらを選択するかは、災害の種類や時間帯などで違ってきます。日頃の防災訓練を通じて、どちらの行動を取るべきか、自主防災組織の中でも検討してみましょう。

危険度
低

高

(参考) 災害時の情報伝達手段について



資料編

【平成 31 年 4 月現在】

No.	組織名	設立年月日	土のうステーション
1	猪熊区自主防災会	平成 19 年 4 月 1 日	H27 設置
2	集区自主防災会	平成 19 年 4 月 22 日	H26 設置
3	小波瀬区自主防災会	平成 24 年 3 月 1 日	H27 設置
4	法正寺区自主防災会	平成 24 年 3 月 1 日	H25 設置
5	浄土院区自主防災会	平成 24 年 3 月 1 日	H25 設置
6	若久二区自主防災会	平成 24 年 3 月 2 日	H25 設置
7	港区自主防災会	平成 24 年 3 月 5 日	
8	中町区自主防災会	平成 24 年 3 月 5 日	H30 設置
9	本町区自主防災会	平成 24 年 3 月 5 日	
10	白石区自主防災会	平成 24 年 3 月 5 日	H26 設置
11	若久区自主防災会	平成 24 年 3 月 6 日	H25 設置
12	緑ヶ丘区自主防災会	平成 24 年 3 月 6 日	H26 設置
13	提区自主防災会	平成 24 年 3 月 7 日	H28 設置
14	新津区自主防災会	平成 24 年 3 月 7 日	H25・26 設置
15	松原区自主防災会	平成 24 年 4 月 1 日	H28 設置
16	南原区自主防災会	平成 24 年 4 月 28 日	H25 設置
17	西町区自主防災会	平成 24 年 12 月 1 日	H25 設置
18	馬場区自主防災会	平成 25 年 4 月 1 日	H25 設置
19	尾倉区自主防災会	平成 25 年 5 月 27 日	H26 設置
20	桜ヶ丘区自主防災会	平成 25 年 7 月 1 日	H25 設置
21	長畑区自主防災会	平成 25 年 8 月 1 日	H27 設置
22	百合ヶ丘区自主防災会	平成 26 年 4 月 1 日	H26 設置
23	今古賀区自主防災会	平成 27 年 4 月 1 日	H30 設置
24	山口区自主防災会	平成 27 年 4 月 1 日	H27 設置
25	上町区自主防災会	平成 27 年 5 月 1 日	
26	浜町区自主防災会	平成 28 年 4 月 1 日	
27	等覚寺区自主防災会	平成 28 年 4 月 1 日	H30 設置
28	片島区自主防災会	平成 28 年 9 月 1 日	
29	幸町区自主防災会	平成 29 年 3 月 1 日	H30 設置
30	岡崎区自主防災会	平成 29 年 4 月 30 日	
31	二崎区自主防災会	平成 29 年 12 月 26 日	
32	稲光区自主防災会	平成 30 年 10 月 1 日	
33	与原上区自主防災会	平成 30 年 12 月 1 日	H30 設置
34	八田山区自主防災会	平成 31 年 4 月 1 日	

自主防災組織設立届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

荏 田 町 長 様

自主防災組織名 〇〇〇区自主防災会
 代 表 者 住 所 荏田町〇〇〇〇〇-□
 代 表 者 氏 名 〇〇〇区自主防災会
 会長 〇〇 〇〇 印
 代表者電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり、自主防災組織を設立しましたのでお届けします。

記

1 自主防災組織の概要

自主防災組織名	<u>〇〇〇区自主防災会</u>
母体自治会等名	<u>〇〇〇区</u>
組織構成世帯数	<u>〇〇〇世帯</u>
設 立 年 月 日	<u>令和〇〇年〇〇月〇〇日</u>

2 添付資料

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 組織図
- (4) 活動計画書

〇〇〇区自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇〇区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 本会の活動拠点は〇〇〇区公民館とする。

(目的)

第3条 本会は、地域の連携と相互扶助の精神にもとづいて、自主的な防災活動を行うことにより、被害の防止、軽減を図るとともに、被災者の救護活動に重点を置いて、災害発生時に即応できるよう知識・技術の向上を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 防災知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 災害予防に資するための地域の危険箇所等の把握に関すること。
- (3) 災害発生時における情報の収集・伝達、避難誘導及び救出救護に関すること。
- (4) 高齢者等の要援護者の避難に対する支援に関すること。
- (5) 防災資機材等の調達に関すること。
- (6) その他目的達成のために必要な事項。

(会員)

第5条 本会活動の会員は区内に居住する区民とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 班長 〇名

役員は、会員の互選による。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は〇年とする。但し、再任を妨げない。

なお、役員がやむを得ない理由により任務を遂行できない場合、後任者は前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括及び災害時等における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があった場合、その職務を代行する。
- 3 会計は、この組織の経理を担当する。
- 4 班長は、各班の長として、班を統括し運営、指揮する。

(会議)

第9条 本会に総会及び役員会を置く。

- 2 総会は会員全員で構成する。
- 3 会議は会長が召集し、その議長となる。
- 4 会議は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 活動計画に関すること。
 - (3) 会の運営等に関すること。
 - (4) その他会長が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第10条 本会は、災害等における被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は次の事項について定める。
 - (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
 - (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
 - (3) 防災訓練の実施に関すること。
 - (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食給水等応急対策に関すること。
 - (5) 防災資器材等の備蓄に関すること。
 - (6) 他組織との連携に関すること。
 - (7) その他防災隊の目的を達成するために必要な事項。

(会計)

第11条 本会の運営に必要とする経費は、区会計その他助成金等をもってこれにあてる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

附 則

この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

〇〇〇区自主防災会役員名簿

	氏 名
会 長	<u>〇〇 〇〇</u>
副会長	<u>〇〇 〇〇</u>
情報班長	<u>〇〇 〇〇</u>
消火・水防班長	<u>〇〇 〇〇</u>
救出・救護班長	<u>〇〇 〇〇</u>
避難誘導班長	<u>〇〇 〇〇</u>
生活班長	<u>〇〇 〇〇</u>
	<u>〇〇 〇〇</u>
福祉班長	<u>〇〇 〇〇</u>
事務局	<u>〇〇 〇〇</u>

※

防災委員	<u>〇〇 〇〇</u>
------	--------------

※ 防災委員は、会員に対し定期的に専門的な知識・技能向上の指導を行う。

〇〇〇区自主防災会 年間活動計画書

時期	内 容	備考
4 月	総会（決算報告、役割・年間行事計画・予算確認等）	公民館
	役員等連絡網の更新、荏田町へ届出	
5 月	防災役員会議	
6 月	防災合同会議	
7 月	防災役員会議	
9 月	防災訓練実施	
	防災役員会議	
10 月	防災合同会議	
11 月	消火器等の勉強会	
12 月	防災合同会議	
1 月	防災訓練事前打合せ	荏田消防署
	防災講習会	回覧
	防災役員会議	
2 月	防災訓練実施	
	名簿一覧表作成	
3 月	役員会議（監査報告、次年度の役割分担・年間事業計画案の作成）	

〇〇〇区自主防災会 防災計画

1. 目的

この計画は、〇〇〇区防災活動に必要な事項を定め、災害等における被害の防止及び軽減を図り、もって安心安全な地域づくりを目的とする。

2. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の啓発に関すること。
- (3) 災害危険箇所の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集・伝達に関すること。
- (6) 出火等の防止、初期消火等（初期活動）に関すること。
- (7) 救出救護に関すること。
- (8) 避難誘導に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 福祉（要援護者）、環境、防犯等コミュニティ活動に関すること。
- (11) 資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3. 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため、別紙図1のとおり防災組織を編成する。

4. 防災知識の啓発

地域住民の防災意識を高めるため、次のとおり防災意識の啓発を行う。

(1) 啓発事項

- ア. 防災組織及び防災計画に関すること。
- イ. 地震・水害・火災等についての知識に関すること。
- ウ. 地区周辺の環境に応じた防災知識に関すること。
- エ. 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- オ. その他の防災及び福祉、環境、防犯に関すること。

(2) 啓発の方法

- ア. 広報誌、パンフレット、ポスター等の配布
- イ. 座談会、講演会、映画会等の開催
- ウ. パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日、救急の日等関係諸行事の行われる時期に合わせて行うほか、催し物に付随する形式で実施する。

5. 地域の災害危険箇所の把握

災害予防に資するため、次により防災に関する把握を行う。

(1) 把握事項

- ア. 危険地域、区域等
- イ. 地域の防災施設、設備
- ウ. 地域の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の方法

- ア. 荏田町地域防災計画
- イ. 座談会、講演会、研修会等
- ウ. 災害記録等

6. 防災訓練

大震災等の災害発生を想定し、情報の収集・伝達、消火、避難等を迅速かつ的確に行うことができるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ア. 情報の収集及び伝達訓練（連絡網の作成）
- イ. 消火訓練
- ウ. 避難訓練
- エ. 救出・救護訓練（要援護者への呼びかけ）
- オ. 給食・給水訓練

(3) 総合訓練等

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的・実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期

訓練は原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに区内会等の行事に合わせて実施する。

7. 情報の収集・伝達

被災状況等を生活かつ迅速に把握し、適切な応急処置をとるため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報の収集は、区域内の災害情報、防災関係機関、報道関係機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を区内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達方法

情報の収集・伝達は、電話・ラジオ・テレビ・荻田町コミュニティ防災無線・携帯無線・駆けつけ伝令等による。

8. 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、9月1日の「防災デー」には各家庭において、主として次の事項に重点を置いて点検整備するよう呼びかけを行う。

ア. 火気使用設備器具の点検整備及びその周辺の整理整頓状況

イ. 石油類等の危険物品の保管状況

ウ. 消火器等器材の整備状況

エ. その他家（建築物）周囲等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

区域内で火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火できるようにするため、消火器・水バケツ等の消火器材を備えるよう啓発し、本会の器材備蓄を管理する。

9. 風水害等

台風や集中豪雨等気象状況に留意し、区域内の実情に合わせ対策強化を図っていく。

10. 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊・落下物・浸水等により救出・救護を要するものが生じたときは、直ちに救出救護を行う。この場合、現場付近の者は積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班は、負傷者が医師の手当てを要するときは、医療機関（荻田町内医療機関、荻田町救援救護所）又は行政対策本部の設置する応急救護所に連絡し、必要なときは搬送する。

(3) 行政対策本部への出動要請

救出・救護班は、関係機関による救出が必要と認めたときは、行政対策本部の出動を要請する。

1 1. 避難対策

火災の延焼拡大・風水害等により、区域住民の人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

町長の避難勧告・指示が出たとき、又は区域において避難する必要を認めたときは、防災会長は避難誘導班に対し、避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班は、防災会長の避難誘導の指示に基づき、住民を避難地に誘導する。

(3) 避難経路及び避難場所

安全な避難経路を把握する。避難場所は中学校・小学校グラウンド、避難所は中学校・小学校体育館及び町立公民館とする。

(4) 避難計画書（別紙図2のとおり）

1 2. 生活（給食・給水）

避難地における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班は、町から配分された食料及び地域内の家庭から提出を受けた食料等の配分、炊き出しなどにより給食活動を行う。

(2) 給水

給食・給水班は、町から提供された飲料水・水道・井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

1 3. 福祉・環境・防犯

地域で生まれ育ってきた習わし・ふれあい等を掘り起こし、また日常の地域福祉等の区民相互の絆を積極的に取り入れ、コミュニティ活動を行う。

(1) 福祉活動

ア. 区域内における要援護者等の把握と連絡体制づくり

イ. 日常生活における友愛訪問・ふれあい会食等

(2) 環境整備

ア. 住んでやさしい環境づくり、美化活動

イ. 生活道路、水路等の管理

(3) 防犯活動

「安全・安心な地域」づくりのために、区民の団結力と地域における防犯ボランティア活動の推進を図る。

ア．子どもを守る

- 子どもが被害者となる連れ去りや性的いたずらが多いことから、区域内での危険な場所等を強化的に見回り、整備を行う。
- 子ども自身に防犯の意識・習慣をもたせる。
- 地域ぐるみで親しみやすい人づくりを励行する。

イ．女性を守る

- 強制わいせつ行為・ひったくりなど被害者のほとんどは、力の弱い女性であり、怪我を負うこともあり、地域全体の環境づくりを行う。

ウ．財産を守る

- 空き巣・乗り物盗・車上荒らしなど留守を狙った犯罪が多く、生命にも危険を及ぼす恐れがあり、施錠の管理強化や隣近所同士で積極的な声の掛け合いを行う。



Check point

『自主防犯組織』の登録について

→自主防災組織設立の際に、併せて『自主防犯組織』の登録を御検討下さい。平成31年4月現在、町内28区が自主防犯組織として登録をいただいております。詳細については、町防災担当にお問い合わせください。

(4) 交通安全

「道路」は、自動車・バイク・自転車・歩行者等さまざまな人が行き交う。誰もが被害者にも加害者にもなり得るのが交通事故である。

ア．使い慣れた道での交通事故が多発しているため、油断せずに交通ルールを守り、安全を確認する。

イ．歩行時には反射材等を活用して運転者から目立つようにし、道路横断の際には横断歩道を利用する。

ウ．飲酒運転は絶対に行わない。自分自身だけでなく、自分の周りで飲酒運転をしようとしている人がいたら注意してやめさせる。

(5) 文化活動等

ア．生活環境の推進

イ．文化活動等を通じたコミュニティ活動の推進

荻田町自主防災組織補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、自主防災の活動の促進を図るため新たに設立し、又は活動している自主防災組織に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、荻田町補助金交付規則（平成16年荻田町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象となる団体）

第2条 補助の対象となる団体は、地域住民が自主的に連携して防災活動を行うために組織した行政区等を単位とした自主防災組織とする。

2 町長が認めた場合、複数の行政区が共同で自主防災組織を設立し、活動することができる。

（交付対象となる費用）

第3条 補助金の交付対象となる費用は、次のとおりとする。

(1) 新たに自主防災組織を設立する場合においては、別表1の防災資機材等の整備に要する費用とし、300,000円を限度額とする。ただし、本補助金交付後8年以上を経過した翌年度ごとに100,000円を限度額として本費用を交付する。

(2) 既設自主防災組織においては、防災訓練の実施に要する費用とし、基本額15,000円に参加人数に500円を乗じた額を加えた金額とする。ただし、50,000円を限度額とし、毎年度1回限りとする。

(3) 既設自主防災組織の地区内における一時避難所又は一時避難所敷地内の危険箇所の整備に要する費用とする。ただし、その補助率及び限度額は、別表2に定めるとおりとする。

（事前協議）

第4条 既設自主防災組織が第3条第3号に規定する工事を希望する場合、工事前年度の10月までに町長と協議しなければならない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、荻田町自主防災組織補助金交付申請書（様式第1号）を事業開始前までに町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 6 条 町長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、交付することが適当と認めるものについては、予算の範囲内において交付の決定をし、荻田町自主防災組織補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(完了届)

第 7 条 前条の規定に基づき補助金の交付決定を受けた申請者は、交付決定された事業が終了したときは、事業終了後 30 日以内又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに荻田町自主防災組織補助金実績報告書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第 8 条 町長は、前条に規定する荻田町自主防災組織補助金実績報告書を審査した後、適正であると認めたときは、補助事業者に補助金の額の確定通知を行うものとする。

(補助金の交付)

第 9 条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後交付する。ただし、町長が必要であると認めるときは、交付決定額の全部又は一部を事前に概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、荻田町自主防災組織補助金交付請求書（様式第 4 号）に確定通知書の写しを添えて、補助金の額の確定通知を受けた日から 30 日以内に、補助金の交付請求を町長に対して行わなければならない。
- 3 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けたときは、補助金の実績報告を行う際に、補助金精算書を提出しなければならない。

(活動内容)

第 10 条 この要綱による補助金の交付を受けた自主防災組織は、平常時より災害に備えて避難訓練の実施及び災害時要援護者の支援に努めなければならない。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

区分	品名
情報収集・伝達用	ハンドマイク、携帯用ラジオ、腕章等
初期消火用	消火器、消火ホース、水バケツ、砂袋、ヘルメット、マンホール蓋開閉器等
水防用	防雨シート、ビニールシート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、水中ポンプ等
救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、斧、一輪車、リヤカー、鉄パイプ、角材、防塵マスク、防塵メガネ等
救護用	担架、救急セット、毛布、シート、簡易トイレ等
避難用	強力ライト、ロープ、ハンドマイク、警笛、燃料、避難表示板、投光機・発電機等
給食・給水用	コンロ、炊飯装置、配膳用食器等
訓練用	模擬消火訓練装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形、視聴覚機器等
その他	倉庫その他町長が特に必要と認めたもの

別表 2（第 3 条関係）

工事施工種別	補助率	補助限度額	備考
直接工事	材料経費の全額 例) 砕石等	10 万円	直接とは、補助対象組織が直接工事を行う場合をいう。 ※複数の組織が同一箇所を工事する場合は 1 工事のみ補助対象。 ※本補助金の交付を受けた場合、当該年度より 5 年間は本補助金の交付対象とならない。
請負工事	経費の 4/5 以内 例) 手すり設置 スロープ設置 等	100 万円	請負とは、補助対象組織が外部へ発注する場合をいう。 ※複数の組織が同一箇所を工事する場合は 1 工事のみ補助対象。 ※本補助金の交付を受けた場合、当該年度より 10 年間は本補助金の交付対象とならない。

資料編

苅田町自主防災組織補助金交付要綱（記入例）

【ア 新たに自主防災組織を設立した場合】 P 29～P 34

【イ 既設自主防災組織が防災訓練を実施した場合】 P 35～40

【ウ 一時避難所又は危険箇所を整備する場合】 P 41～44

※ア～ウ共通

■自主防災組織で作成する書類（→町へ提出）

- ①交付申請書（様式第1号—1）
- ②（別紙）購入予定の防災資機材等の品名・数量・金額等
- ③実績報告書（様式第3号）
- ④購入した防災資機材等の品名・数量・金額等
- ⑤交付請求書（様式第4）

■町で作成する書類（→申請があった自主防災会へ送付）

- ①交付決定通知書（様式第2号）
- ②確定通知書（様式未掲載）

※物品購入前に提出（１／２）

資料編

様式第 1 号-1（第 5 条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

荏田町長 様

町へ提出する日を記入

自主防災組織名 〇〇区自主防災会
代表者 住所 荏田町〇〇〇〇〇-〇
氏名 会長 〇〇 〇〇 印

荏田町自主防災組織補助金交付申請書

荏田町自主防災組織補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

記

■ア（設立時）→ 30 万円上限

・補助金交付申請額

円

（１） 防災資機材等の整備を要する場合

『設立届出書』の日付と同一日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

- 1 設立年月日
- 2 添付資料
 - (1) 自主防災組織の規約
 - (2) 購入予定の防災資機材の数量等
 - (3) 組織構成を記載した資料
 - (4) 一時避難所の箇所図（指定している場合）

別 紙

次ページの一覧表を併せて提出

（２） 既設自主防災組織が防災訓練を実施する場合

- 1 防災訓練実施予定日
- 2 防災訓練実施予定場所
- 3 防災訓練参加予定人数
- 4 主な防災訓練活動内容
- 5 経費の内訳

令和〇〇年〇〇月〇〇日

人

※物品購入前に提出（2／2）

(別紙)

購入予定の防災資機材等の品名・数量・金額等

品 名	規 格	単 価	数 量	金 額
○○○○○○○		10,000	5	50,000
□□□□□□□□		8,000	3	24,000
△△△△		50,000	2	100,000
◇◇◇◇◇		45,000	1	45,000
▽▽▽▽▽▽▽▽		3,200	10	32,000
◎◎◎◎◎◎◎		5,000	5	25,000
×××××××		20,000	1	20,000
(小計)				296,000
(消費税)				23,680
合 計				319,680

※町作成 → 申請団体へ送付

様式第2号（第6条関係）

31 荏 防 地 第 ○ ○ 号
令和○○年○○月○○日

○○○区自主防災会
会長 ○○ ○○ 様

荏田町長 ○○○○ **公印**

荏田町自主防災組織補助金交付決定通知書

令和○○年○○月○○日付で交付申請のありました荏田町自主防災組織補助金について、下記のとおり決定しましたので、荏田町自主防災組織補助金交付要綱第5条の規定により通知いたします。

記

補助金交付決定額 300,000 円

備 考

町長が必要と認めたときは、関係書類等の調査及び報告を求める場合があります。

※物品購入後に提出（１／３）

様式第３号（第７条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

荏田町長 様

町へ提出する日を記入

「交付決定通知書」（前頁）の
日付と文書番号を記入

自主防災組織名 〇〇区自主防災会
 代表者 住所 荏田町〇〇〇〇〇-〇
 氏名 会長 〇〇 〇〇 印

荏田町自主防災組織補助金実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付、31 荏防地第〇〇号により交付決定を受けた事業
 が終了しましたので、荏田町自主防災組織補助金交付要綱第７条の規定により、
 関係書類を添えて届けます。

1 完了年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 添付資料

■ア → 物品の購入完了日（最終購入日）

(1) 防災資機材等の整備を要する場合

- (1) 購入した防災資機材等の領収書又はその写し
- (2) 購入した防災資機材等を保管した場所を明らかにした書類 別紙
- (3) 購入した防災資機材等の写真
- (4) その他町長が必要と認めた書類

(2) 既設自主防災組織が防災訓練を実施した場合

- (1) 購入した防災資機材等の領収書又はその写し
- (2) 購入した防災資機材等を保管した場所を明らかにした書類 別紙
- (3) 防災訓練時の写真等
- (4) 参加者名簿
- (5) その他町長が必要と認めた書類

※物品購入後に提出（２／３）

(別紙)

購入した防災資機材等の品名・数量・金額等

保 管 場 所	保 管 場 所 住 所
〇〇〇区公民館	荏田町〇〇〇〇□丁目△－△

品 名	規 格	単 価	数 量	金 額
〇〇〇〇〇〇		10,000	5	50,000
□□□□□□□□		8,000	3	24,000
△△△△		50,000	2	100,000
◇◇◇◇◇		45,000	1	45,000
▽▽▽▽▽▽▽▽		3,200	10	32,000
◎◎◎◎◎◎◎		5,000	5	25,000
××××××		20,000	1	20,000
(小計)				296,000
(消費税)				23,680
合 計				319,680

※物品購入後に提出（3／3）

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

請求書の日付は空欄で提出

荏田町長 様

自主防災組織名 ○○○区自主防災会

代表者 住所 荏田町○○○○○○○

氏名 会長 ○○ ○○ 印

荏田町自主防災組織補助金交付請求書

令和○○年度荏田町自主防災組織補助金について、荏田町自主防災組織補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり請求いたします。

1 交付請求額 300,000 円

2 振込先

振込先	金融機関名	○○銀行 荏田支店
	口座番号	普通・当座 ○○○○○○○○
	名義人	○○○区会計 ○○○○

個人名簿の口座の場合、別途マイナンバー関係の手続きが必要となるため、出来る限り個人名義の口座への振込みは避けてください。

3 添付資料

荏田町補助金交付決定通知書または荏田町補助金確定通知書の写し

※訓練実施前に提出（1 / 2）

様式第1号-1（第5条関係）

町へ提出する日を記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日

荏田町長 様

自主防災組織名 〇〇区自主防災会

代表者 住所 荏田町〇〇〇〇〇-〇

氏名 会長 〇〇 〇〇 印

荏田町自主防災組織補助金交付申請書

荏田町自主防災組織補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

記

■イ（訓練時） → 上限5万円

・補助金交付申請額

円

（1） 防災資機材等の整備を要する場合

- 1 設立年月日 年 月 日
- 2 添付資料
 - (1) 自主防災組織の規約
 - (2) 購入予定の防災資機材の数量等 別 紙
 - (3) 組織構成を記載した資料
 - (4) 一時避難所の箇所図（指定している場合）

（2） 既設自主防災組織が防災訓練を実施する場合

- 1 防災訓練実施予定日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 防災訓練実施予定場所 〇〇区公民館、〇〇公園
- 3 防災訓練参加予定人数 約〇〇人
- 4 主な防災訓練活動内容 避難訓練、防災講演、応急手当訓練・・・
- 5 経費の内訳 別紙のとおり

次ページの一覧表を併せて提出

※訓練実施前に提出（2／2）

(別紙)

購入予定の防災資機材等の品名・数量・金額等

品 名	規 格	単 価	数 量	金 額
〇〇〇〇〇〇		3,000	3	9,000
□□□□□□□□		1,500	10	15,000
△△△△		600	8	4,800
◇◇◇◇◇		350	8	2,800
(小計)				31,600
消費税				2,528
合 計				34,128

※町作成 → 申請団体へ送付

様式第2号（第6条関係）

3 1 荏防地第〇〇号

令和〇〇年〇〇月〇日

〇〇〇区自主防災会

会長 〇〇 〇〇 様

荏田町長 〇〇〇〇 公印

荏田町自主防災組織補助金交付決定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付で交付申請のありました荏田町自主防災組織補助金について、下記のとおり決定しましたので、荏田町自主防災組織補助金交付要綱第6条の規定により通知いたします。

記

補助金交付決定額 〇〇〇〇〇 円

備考

町長が必要と認めたときは、関係書類等の調査及び報告を求める場合があります。

※訓練実施後に提出（１／３）

様式第３号（第７条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

荏田町長 様

自主防災組織名 〇〇区自主防災会

代表者 住所 荏田町〇〇〇〇〇〇

氏名 会長 〇〇 〇〇 印

「交付決定通知書」（前頁）の
日付と文書番号を記入

荏田町自主防災組織補助金実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇日付、３１荏防地第〇〇〇号により交付決定を受けた事業が終了しましたので、荏田町自主防災組織補助金交付要綱第７条の規定により、関係書類を添えて届けます。

１ 完了年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

■イ → 訓練実施日

２ 添付資料

(１) 防災資機材等の整備を要する場合

- (1) 購入した防災資機材等の領収書又はその写し
- (2) 購入した防災資機材等を保管した場所を明らかにした書類 別紙
- (3) 購入した防災資機材等の写真
- (4) その他町長が必要と認めた書類

(２) 既設自主防災組織が防災訓練を実施した場合

- (1) 購入した防災資機材等の領収書又はその写し
- (2) 購入した防災資機材等を保管した場所を明らかにした書類 別紙
- (3) 防災訓練時の写真等
- (4) 参加者名簿
- (5) その他町長が必要と認めた書類

※訓練実施後に提出（2／3）

購入した防災資機材等の品名・数量・金額等

保 管 場 所	保 管 場 所 住 所
〇〇〇区公民館	荏田町〇〇〇〇□丁目△－△

品 名	規 格	単 価	数 量	金 額
合 計				

※訓練実施後に提出（3／3）

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

請求書の日付は空欄で提出

荏田町長 様

自主防災組織名 ○○○区自主防災会

代表者 住所 荏田町○○○○○-○

氏名 会長 ○○ ○○ 印

荏田町自主防災組織補助金交付請求書

令和○○年度荏田町自主防災組織補助金について、荏田町自主防災組織補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり請求いたします。

1 交付請求額 30,000 円

2 振込先

振込先	金融機関名	○○銀行 荏田支店
	口座番号	普通・当座 ○○○○○○○○
	名義人	○○○区会計 ○○○○

個人名簿の口座の場合、別途マイナンバー関係の手続きが必要となるため、出来る限り個人名義の口座への振込みは避けてください。

3 添付資料

荏田町補助金交付決定通知書または荏田町補助金確定通知書の写し

※工事実施前に提出

様式第 1 号-2（第 5 条関係）

年 月 日

荏田町長 様

自主防災組織名

代表者 住所

氏名

印

荏田町自主防災組織補助金交付申請書

荏田町自主防災組織補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

記

・補助金交付申請額 _____ 円

（3） 一時避難所又は一時避難所敷地内の危険箇所の整備を要する場合

・添付資料

- （1） 要望書
- （2） 工事計画書
- （3） 見積書
- （4） 現地写真

※町作成 → 申請団体へ送付

様式第2号（第6条関係）

3 1 荏 防 地 第 ○ ○ 号

令和○○年○○月○日

○○○区自主防災会

会長 ○○ ○○ 様

荏 町 長 ○○○○ 公印

荏 町 自 主 防 災 組 織 補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

令和○○年○○月○○日付で交付申請のありました荏 町 自 主 防 災 組 織 補 助 金 について、下記のとおり決定しましたので、荏 町 自 主 防 災 組 織 補 助 金 交 付 要 綱 第 6 条 の 規 定 に よ り 通 知 い た し ま す。

記

補助金交付決定額 ○○○○○ 円

備 考

町長が必要と認めたときは、関係書類等の調査及び報告を求める場合があります。

※工事完了後に提出

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

荏田町長 様

自主防災組織名 ○○区自主防災会
 代表者 住所 荏田町○○○○○○○
 氏名 会長 ○○ ○○ 印

荏田町自主防災組織補助金実績報告書

年 月 日 第 号により交付決定を受けた事業が終了しましたので、荏田町自主防災組織補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて届けます。

1 完了年月日 平成○○年○○月○○日

■ウ → 工事（業務）完了日

2 添付資料

（1） 防災資機材等の整備を要する場合
 （省 略）

（2） 既設自主防災組織が防災訓練を実施した場合
 （省 略）

（3） 一時避難所又は一時避難所敷地内の危険箇所の整備を要する場合

- （1） 業務完了報告書
- （2） 工事の領収書又はその写し
- （3） 完成後の現地写真
- （4） その他町長が必要と認めた書類

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

請求書の日付は空欄で提出

苅田町長 様

自主防災組織名 ○○○区自主防災会

代表者 住所 苅田町○○○○○-○

氏名 会長 ○○ ○○ 印

苅田町自主防災組織補助金交付請求書

年度苅田町自主防災組織補助金について、苅田町自主防災組織補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり請求いたします。

1 交付請求額 ○○○○○ 円

2 振込先

振 込 先	金融機関名	○○銀行 苅田支店
	口座番号	普通 ・当座 ○○○○○○○○
	名義人	○○○区会計 ○○○○

3 添付資料

苅田町補助金交付決定通知書または苅田町補助金確定通知書の写し

【防災訓練関係】

自主防災組織訓練等事前申込書

令和〇〇年〇〇月〇〇日 荏田町長 吉廣 啓子 様 自主防災組織名 〇〇〇区自主防災会 代 表 者 名 会長 〇〇 〇〇 印 連 絡 先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇				
実 施 場 所	名 称	〇〇〇区公民館、〇〇公園		
	所 在 地	荏田町〇〇〇-□□△		
実施年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇時〇分 ~ 〇時〇分	参 加 人 数	約〇〇人	
訓 練 内 容	☐消火訓練 ☐避難誘導訓練 ☐情報収集・伝達訓練 ☐給食・給水訓練 ☐救出・救護訓練（心肺蘇生法・AED・固定・止血等） ☐各災害啓発講習（派遣の有無：自前・民間（補助金有り）・行政） ☐その他の訓練			
訓 練 使 用 資 機 材 等	DVD、AED、人形、机、車椅子など（訓練用品の調達は補助金有り）			
備 考				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- | | |
|----|---|
| 備考 | <p>1 訓練内容の欄は、該当する項目の□にレ点を記入してください。</p> <p>2 ※印の欄は、記入しないで下さい。</p> <p>3 消火訓練や救出・救護訓練で消防署の指導を受ける場合は、併せて消防長宛の「自主防災組織訓練等指導員派遣依頼書」を提出して下さい。</p> |
|----|---|

【避難行動要支援者関係】

苅田町避難行動要支援者台帳登録申請書兼同意書			
			年 月 日
苅田町長 様			
私は、避難行動要支援者登録制度の趣旨に賛同し、要支援者台帳に登録することを希望します。 また、届け出た下記情報を町が避難支援者、民生委員・児童委員、自主防災会(自治会)、社会福祉協議会、警察署に提供することに承諾します。			
(ふりがな)		(ふりがな)	続柄
本人氏名	㊞	代理人氏名	㊞
(※本人が記入することができない場合は代理人(配偶者・扶養義務者・保護者等)が記入してください。)			
【要支援者について】			
住 所	〒		生年月日
			明・大・昭・平 年 月 日 男 ・ 女
電話番号	自宅		携帯
	FAX		メール
世帯構成 (本人含む)	人世帯 (構成:)		
要支援者区分		該当に○	要支援者区分
①要介護・要支援認定者			⑤ひとり暮らし高齢者
②知的障がい者			⑥高齢者のみの世帯
③身体障がい者			⑦妊産婦および乳幼児
④精神障がい者			⑧その他()
かかりつけの 病院等			住 所
			電話番号
緊急時家族等 連絡先	氏名		住 所
			自宅電話
		(続柄)	携帯電話
	氏名		住 所
			自宅電話
		(続柄)	携帯電話
担当民生委員			自治会名
裏面もご記入ください			

【避難支援者について】

※避難支援者の方は、町の関係機関等に氏名等の情報を提供することに同意のうえ署名してください。

避難支援者	氏名									住所	
										自宅電話	
										携帯電話	
	氏名								住所		
									自宅電話		
									携帯電話		

【避難所について】

予定避難所	①	
	②	

【避難時や避難先での留意事項】

※身体 の 状況や配慮してほしいことなど、災害が発生した際に、避難支援者の方に特に知っておいてほしいことなどがあれば記入してください。

[illegible]

苅田町避難行動要支援者台帳登録申請書兼同意書 (記入例)

				年	月	日
苅田町長 様						
私は、避難行動要支援者登録制度の趣旨に賛同し、要支援者台帳に登録することを希望します。 また、届け出た下記情報を町が避難支援者、民生委員・児童委員、自主防災会(自治会)、社会福祉協議会、警察署に提供することに承諾します。						
(ふりがな)	かんだ たろう		(ふりがな)			続柄
本人氏名	苅田 太郎 (印)		代理人氏名			(印)
(※本人が記入することができない場合は代理人(配偶者・扶養義務者・保護者等)が記入してください。)						
【要支援者について】						
住 所	〒800-0392			生年月日		性別
	苅田町富久町1丁目19番地1			明・大・昭・平 10年10月10日		男・女
電話番号	自宅 093-△△△-△△△△			携帯		
	FAX			メール		
世帯構成 (本人含む)	6人世帯 (構成:妻、長男、長男の妻、孫、孫)					
要支援者区分		該当に○		要支援者区分		該当に○
①要介護・要支援認定者		○		⑤ひとり暮らし高齢者		
②知的障がい者				⑥高齢者のみの世帯		
③身体障がい者				⑦妊産婦および乳幼児		
④精神障がい者				⑧その他()		
かかりつけの 病院等	かかりつけの病院があれば記入してください。			住 所	分からなければ空欄でよいです	
				電話番号		
緊急時家族等 連絡先	氏名	苅田 守		住 所	同上	
		(続柄 長男)		自宅電話	同上	
	氏名	富久 花子		住 所	行橋市〇〇1丁目1番地1	
		(続柄 長女)		自宅電話	0930-△△-△△△△	
				携帯電話	090-△△△△-△△△△	
				携帯電話	090-△△△△-△△△△	
担当民生委員	分からなければ空欄でよいです			自治会名	分からなければ空欄でよいです	
裏面もご記入ください 						

【避難支援者について】

※避難支援者の方は、町の関係機関等に氏名等の情報を提供することに同意のうえ署名してください。

避難支援者	氏名		住所	
			自宅電話	
			携帯電話	
	氏名		・避難支援者とは、あなたに対して、災害が発生した時に避難場所への避難行動支援を行ったりしていただく方です。 ・避難支援者は、近所にお住まいで日ごろからのお付き合いがある、信頼できる方をお願いし、記入してもらってください。 ・支援者がいない場合には、民生委員等にご相談ください。	

【避難所について】

予定避難所	①	
	②	

【避難時や避難先での留意事項】

※身体の状態や配慮してほしいことなど、災害が発生した際に、避難支援者の方に特に知っておいてほしいことなどがあれば記入してください。

足が不自由なため、一人での歩行が困難です。
人工透析を受けており、〇〇病院に通院中です。
聴覚障害があるため、避難所では筆談や手話通訳をお願いしたい。

資料編

町内関係施設電話番号一覧

【町・消防本部】

組織名称	電話番号	住所
町防災担当直通	093-588-1037	富久町 1-19-1
町代表	093-434-1111	※夜間・休日はこちら
消防本部代表	093-434-0120	京町 2-4-4

【避難所関係】

施設名称	電話番号	住所	標高
北公民館	093-434-9000	若久町 1-3-7	7.6m
中央公民館	093-436-0061	京町 2-5	4.0m
総合福祉会館	093-434-2350	尾倉 4-1-7	7.9m
小波瀬コミュニティセンター	0930-23-1000	新津 1-10-1	7.8m
西部公民館	0930-23-8100	大字鋤崎 481-1	8.8m
苅田小学校	093-436-3981	神田町 2-9-12	8.0m
馬場小学校	093-434-6247	大字馬場 558	14.8m
南原小学校	093-434-3781	富久町 1-4-9	6.0m
与原小学校	0930-22-0399	与原 3-7-5	3.6m
片島小学校	0930-22-2495	大字上片島 1504	15.9m
白川小学校	0930-22-1071	大字稲光 357	15.4m
新津中学校	0930-22-2017	新津 1-6-1	19.8m

【自由記入欄】

名称	電話番号	備考